

(削る)

三年法律第四十九号) 第百五十七条(理事等の特別責任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財团法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十四条(理事等の特別責任)の罪」とする。

3 |

前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間ににおける組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお從前の例によることとされている場合における旧中間法人法第一百五十七条(理事等の特別責任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

○ 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	附 則 (施 行 期 日)	附 則 (施 行 期 日)
第一 条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一条(同上)
一・二	(略)	一・二 (略)
(削る)		
(意匠法の改正に伴う経過措置)		
第二 条	(略)	第二条(略)
3 2	新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、前条第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)(以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。)従前の例による。	新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。
(意匠法の改正に伴う経過措置)		
第二 条	(略)	第二条(略)
3 2	新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。	新意匠法第二条第三項、第三十八条、第四十四条の三及び第五十五条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。
(組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律)		